

平成20年12月5日
総務省消防庁

「消防団員入団促進キャンペーン」の実施

消防庁では、平成21年1月から3月までの間を「消防団員入団促進キャンペーン」期間と位置づけ、消防団員確保のための運動を展開します。

地域防災の要、消防団員の退団が毎年3月末から4月にかけて多い状況を踏まえ、退団に伴う消防団員の確保の必要性があることから、退団が集中する時期の前の1月から3月までをキャンペーン期間として位置づけ、本期間中に「消防団員入団促進キャンペーン」を実施いたします。

なお、「消防団員入団促進キャンペーン」に関する各種行事等の開催につきましては、改めて報道資料により情報提供いたします。

【添付資料】

- 1 各都道府県知事及び各指定都市市長への通知：
「消防団員入団促進キャンペーン」に基づく広報の推進について（通知）
- 2 消防団員入団促進ポスター（全国の都道府県、市町村、消防本部に計51万枚配布）
女優：安めぐみさんをモデルとした消防団員入団促進ポスター

【今後の各種行事予定】

- 女性消防団員入団促進キャンペーン
- 全国消防団員意見発表会・消防団等地域活動表彰式



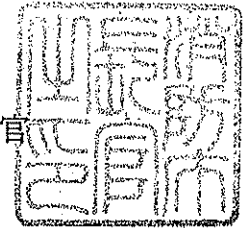
（連絡先）消防庁防災課 担当：阿出川対策官、南部専門官、岩田係長
電 話 03-5253-7522（直通）… 阿出川対策官
03-5253-7525（直通）… 南部専門官、岩田係長
ファクシミリ 03-5253-7535
電子メール syobodan@ml.soumu.go.jp
消防団ホームページ <http://www.fdma.go.jp/syobodan>



消防災第326号
平成20年12月5日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

消防庁長官



「消防団員入団促進キャンペーン」に基づく広報の推進について(通知)

このことについて、平素から消防団員の確保についてご尽力いただいているところでありますが、消防団員確保の更なる推進について(平成20年9月8日付 消防災第234号消防庁長官通知)に基づき、また、各市町村における消防団員の入退団の実態を踏まえ、関係団体(日本消防協会、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び全国消防長会)と連携して、昨年度に引き続き「消防団員入団促進キャンペーン」を実施することとし、平成21年1月から3月にかけて広報を積極的に展開することにより消防団員の確保の更なる推進を図ることとしました。

つきましては、本キャンペーン期間中に推進すべき事項等を下記のとおり取りまとめましたので、貴職におかれては、広報が効果的に推進されるよう配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村及び消防本部(消防団の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しましても、積極的に広報の推進を図ることにより、消防団員の入団を促進される旨周知されるようお願いいたします。

記

1 消防団員入団促進キャンペーンについて

消防団員の退団が毎年3月末から4月にかけて多い状況を踏まえ、退団に伴う消防団員の確保の必要性があることから、退団時期の前の1月から3月までをキャンペーン期間として位置づけ、本期間中に「消防団員入団促進キャンペーン」を実施します。特に、消防庁では、「女性消防団員入団促進キャンペーン」を本期間中に行う予定です。

なお、地域の実情により入団促進時期が異なる場合にあつては、その時期にキャンペーン期間を位置づけるなど柔軟に対応願います。

2 消防団員入団促進キャンペーンにおける推進事項

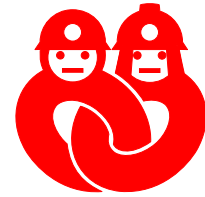
- (1) 特に、被雇用者、女性及び大学生等を対象とした入団促進に配慮願います。
- (2) 各市町村における行政広報誌、ケーブルテレビ、インターネットにおけるホームページ等のあらゆる広報媒体を積極的に活用され、消防団員の募集について積極的に広報を実施し、消防団員の入団促進を推進してください。
- (3) 本キャンペーン期間中に開催される各種イベント等において、ポスター、パンフレット、DVD等を活用した消防団員募集の広報に留意願います。

- (4) 広報車などを活用して巡回広報を実施し消防団員募集の広報を推進してください。
- (5) 消防団活動に協力又は支援した町会、団体又は事業所等に対しては、積極的に表彰・顕彰制度を活用し、協力体制の構築又はなお一層の連携強化を推進してください。

3 本キャンペーン期間中における消防団協力事業所表示制度の推進

「消防団協力事業所表示制度」の実施について(平成 18 年 11 月 29 日付 消防災第 427 号)で通知したところですが、本制度は、事業所として消防団活動に協力(従業員の入団促進、消防団活動への配慮等)することが、その地域に対する社会貢献として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながることにより、地域における防災体制が一層充実されることを目的としたものです。

市町村等においては、本制度を積極的に導入して、本キャンペーンと併せ本制度を効果的に広報し、入団促進を積極的に図っていただきますようお願いいたします。



「消防団協力事業所表示制度」
表示マーク

4 留意事項

消防団員の入団促進については、本キャンペーン期間中を特に重点時期として位置づけたもので、消防団員の確保については、年間を通じて消防団員の確保の推進に努めていただきますようお願いいたします。

5 その他

- (1) 消防庁では、新聞広告等を活用し、消防団の意義、役割、団員確保の必要性等について、メッセージを発信する予定です。
- (2) すでに配布した平成 19 年度の消防団 P R ビデオ「FIRE VOLUNTEER(俳優:賀集利樹)」の有効な活用に努めてください。また、当該ビデオは消防庁のホームページにも掲載中です。(http://www.fdma.go.jp/syobodan/)
- (3) 消防団員入団促進ポスター(女優:安めぐみ)については、12 月上旬を目途に配布予定です。今年度は、従来の B 2 (縦), B 3 (横) サイズに加えて B 1 サイズ(103 センチ×72.8 センチ:縦)を配布いたしますので、駅の掲示板に掲出するなど有効な活用に努めてください。
- (4) 平成 20 年度の消防団 P R ビデオ(女優:安めぐみ)及び消防団員入団促進パンフレット(事業所向け・女性向け・学生向け)については、12 月中旬を目途に配布予定です。
- (5) ポスター、ビデオ及びパンフレットの活用方法については、別添を参照してください。
- (6) 本キャンペーンにさきがけて消防団員入団促進に係る行事などを開催する場合は、マスコミ等へ情報提供する予定のため、行事内容が分かるものを、都道府県を通じて E-mail、FAX などにより報告をお願いします。
- (7) 本キャンペーン期間中に、消防庁が作成した消防団 P R パネルを各都道府県等に貸与する予定ですので、有効な活用に努めてください。

消防団員募集

消防団ホームページ www.fdma.go.jp/syobodan/



消防団員は わたしたちの 身近なHERO

わたしの町をわたしが守る……。
全国で、今日も地域の安全を消防団員が守っています。

消防団は、まだまだ多くの
HEROを必要としています

安めぐみ

消防団員募集の手続き等については、各市町村等で定められていますので、居住地(あるいは勤務地)の市役所・町村役場、または最寄の消防署にお問い合わせください。

お問い合わせ先・電話番号